

法曹養成制度検討会議

座長 佐々木 毅 様

平成24年9月19日

法曹養成制度検討会議

委員 萩原 敏孝

第2回会議に向けた意見書

第2回会議を欠席させていただきますので、第2回会議の議題となっている「法曹人口の在り方」について以下のとおり意見書を提出致します。

1. 現在の司法試験合格者数について

(1) 司法制度改革審議会意見書（2001年6月12日。以下「審議会意見書」）及びそれを受けた司法制度改革推進計画（2002年3月19日）では、司法試験合格者数の増加計画について、『平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべき』とされた。

(2) 然るに、現状では合格者が毎年2,000人程度で推移している。これは、法曹として必要な学識・能力の有無を判定された結果であることを理由として、あるいは審議会意見書が予測したほどの量の法的需要が現実化していないことを背景にしているものと考えられる。しかしながら、2,000人程度の合格者数であっても、司法試験合格者の就職難が叫ばれ、毎年多くの未登録者を出すなど、過剰感は否めない。

このような状況に至った背景には、現行の司法制度改革を検討した当時の予測と、10年経過した現実の需要との間に大きなギャップがあるように思われる。一つには、当時の予測（2010年頃に3,000人程度を目標）において、法曹有資格者の活動領域別に需要数値を積み上げた定量的予測が必ずしも十分ではなかったこと、むしろ、定性的な予測に基づき目標値を定めたことに起因すると考えられる。また、二つ目は、2001年当時予測した潜在需要のファンダメンタルズとも言うべき社会状況、経済状況、国際化の進展、国民の価値観等について、法曹有資格者の需要を大幅に掘り起こすほどの法化社会への変化がなかったことも影響しているのではないかと。

2. あるべき法曹人口について

(1) 2,000人程度の合格者の就職状況について

司法修習終了者のうち、一括登録時点で裁判官・検察官に任官せず、かつ、弁護士としての登録をしなかった者が、第60期は102人（終了者総数2,376人中）だったものが増加傾向にあり、第64期では464人（終了者総数2,152人中）いる。司法修習終了後数カ月経過した後に就職をし、弁護士登録をした終了者も相当程度含まれてはいるが、司法試験合格から司法修習終了

時点まで、約15カ月間の就職活動を行っているにも関わらず、一括登録時点でこれだけの未登録者を輩出すること自体が合格者の過剰感を示しているように思われる。

(2) 企業内弁護士（企業法務部）への受け入れ可能性について

イ) 企業内弁護士の増加は、ここ数年で毎年100人程度の増加が見られ、2011年6月から2012年6月では、183人増加しており、うち、95人が、実務経験がない、第64期の弁護士である（日本組織内弁護士協会統計）。コンプライアンスや内部統制への関心の高まりにより、企業内での法務部門の充実が図られていることもあり、目覚ましい増加といえよう。しかしながら、多くの企業は、有資格者のみを法務部員として採用するのではなく、現状と同様の有資格者の採用が今後も長期に亘り増加し続けるとは考えられない。現在も、企業は相応の努力をし、有資格者に対して採用の働きかけを行っている。しかしながら、多くの企業はその規模、業種業態に合わせて既に必要な法務要員を抱えており、適正な年齢構成等を勘案した将来の人員構想も有している。余剰合格者の吸収を過度に期待されても、有資格者を特別扱いし、これらを広く受け入れるには限界がある。

ロ) 中小企業において、受け入れ可能性が多いのではないかとの意見もあるが、一時的に受け入れが進むとしても、将来に亘って継続して増加するとは考えにくいのではないか。

ハ) 一方、裁判官、検察官、官公庁、地方公共団体などの領域における受け入れ可能性については、現状の人数及び増加傾向を見ても、急速な受け入れ拡大は期待できそうもない。他方で、修習終了直後（弁護士一括登録時点）の弁護士登録数は、年々減少傾向であり、第64期では1,500人程度にすぎない。

(3) 上記（2）イ）、ロ）及びハ）の状況をあわせ総合的に考えると、年間3,000人という合格者数の目標は、一度白紙に戻して再検討されるべきであり、司法試験の合格者数は現状より削減することが妥当と思われる。但し、具体的削減人数、達成目標人数の最終的決定に当たっては、時間軸を明確にし、活動領域別に可能な限り定量的な需要予測を行い、合理的数値を算出すべきである。また、各年度の合格者数については、長期に亘って固定的に捉えるのではなく、需要動向を勘案しながら、例えば10年毎に見直す等の措置も検討されるべきと思われる。

(4) 仮に、合格者数を相当程度削減するとすれば、法科大学院の定員についても、それに合わせて見直されるべきである。

以上